◇　審査担当業務

不当労働行為救済申立事件の調査、審問及び命令、労働組合の資格の審査及び証明、労働協約の拡張適用に係る決議、公益事業に係る争議行為予告違反に関する審査及び処罰請求、並びに地方公営企業における非組合員の範囲についての認定告示に関する事務を担当するとともに、公益委員会議の議事運営に関する事務を適正に行った。

なお、公益委員会議の開催状況並びに不当労働行為救済申立事件及び労働組合資格審査事案の件数は、次のとおりである。



